

参考資料

佐賀県立学校設置条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改 正 後	別表(第3条関係)	改 正 前								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>県立学校の名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>佐賀県立致遠館中学校</td><td>佐賀市</td></tr> <tr> <td>佐賀県立唐津東中学校</td><td>唐津市</td></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> </tbody> </table>	県立学校の名称	位置	佐賀県立致遠館中学校	佐賀市	佐賀県立唐津東中学校	唐津市	略	略	
県立学校の名称	位置									
佐賀県立致遠館中学校	佐賀市									
佐賀県立唐津東中学校	唐津市									
略	略									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>県立学校の名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>佐賀県立致遠館中学校</td><td>佐賀市</td></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> </tbody> </table>	県立学校の名称	位置	佐賀県立致遠館中学校	佐賀市	略	略			
県立学校の名称	位置									
佐賀県立致遠館中学校	佐賀市									
略	略									

参考資料

佐賀県交通安全対策会議の組織及び運営に関する条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改 正 後	(特別委員)	改 正 前	(特別委員)
第四条 法第十七条第四項に規定する特別委員は、九州旅客鉄道株式会社、西日本高速道路株式会社その他の陸上交通に関する事業を営む公共的機関の役員又は職員のうちから、知事が任命する。	第四条 法第十七条第四項に規定する特別委員は、九州旅客鉄道株式会社、日本道路公団その他の陸上交通に関する事業を営む公共的機関の役員又は職員のうちから、知事が任命する。	2 略	2 略

佐賀県国民健康保険調整交付金条例をここに公布する。

平成十七年十月六日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県条例第六十七号

佐賀県国民健康保険調整交付金条例

(趣旨)

第一条 この条例は、国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号。以下「法」という。)第七十二条の二第一項の規定に基づき、佐賀県国民健康保険調整交付金(以下「交付金」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

条例第四十八条の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「日本道路公団」を「西日本高速道路株式会社」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第二条 交付金の総額は、法第七十二条第二項第一号に規定する算定対象額の百分の七に相当する額とする。

(交付金の種類)